(第2面)

あくまで記載例です。参考にすること、使用は自己責任でお願いします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ＊ 登 録 番 号 | | | 財務(支)局長(金商)第○○〇号  ( 平成19年9月30日) | |
| ＊ | 金 融 商 品 取 引 法第 30 条 第 1 項 の 認 可 | | 認 可 の 有 無 | 認 可 年 月 日 |
| 無 |  |
| 1 | 法 人 ・ 個 人 の 別 | | 法　　　人 | 個　　人 |
|  | (ふ り が | な) | XXXXあせっとかぶしきがいしゃ | |
| 2 | 商 号 又 は 名 | 称 | XXXXアセット株式会社 | |
|  | (ふ り が | な) |  | |
| 3 | 氏 | 名 |  | |

|  |  |
| --- | --- |
| 4 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額(第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人にあっては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額) | 別添1のとおり |
| 5 法人であるときは、役員(外国法人にあっては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称 | 別添2のとおり |
| 6 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人(第6条第1項に規定する者を含む。)の氏名 | 別添3のとおり |
| 7 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人(第6条第2項各号に今回性の掲げる者を含む。)の氏名 | 別添4のとおり |
| 8 業 務 の 種 別 | 別添5のとおり |
| 9 投資運用業を行おうとする場合において、その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、自己と密接な関係を有する者(令第15条の4の2に規定する者をいう。以下同じ。)に顧客の金銭又は有価証券を預託させないときにあっては、その旨 | (投資運用業を行おうとする場合において、その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、自己と密接な関係を有する者に顧客の金銭又は有価証券を預託させない旨)  顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、自己と密接な関係を有する者に顧客の金銭又は有価証券を預託させません |
| 10 電子募集業務又は電子募集取扱業  務を行う場合にあっては、その旨 | (電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う旨)  該当ありません |
| (有価証券の種類)  該当ありません |
| 11 第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨 | (第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う旨)  該当ありません |
| (有価証券の種類) 該当ありません |
| 12 第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨 | (第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う旨)  該当ありません |
| (有価証券の種類) 該当ありません |

|  |  |
| --- | --- |
| 13 電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨 | (電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う旨)  該当ありません |
| 14 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う場合(15の場合を除く。)にあっては、その旨 | (第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う旨)  該当ありません |
| 15 第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行うときにあっては、その旨 | (第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う旨)  該当ありません |
| 16 14又は15の場合のほか、高速取引行為を行う場合にあっては、その旨 | (14又は15の場合のほか、高速取引行為を行う  旨)  該当ありません |
| 17 有価証券とみなされる権利(第6条の4に定めるものに限る。以下同じ。)についての法第2条第8項第1 号から第10号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨 | (有価証券とみなされる権利についての法第2条第8項第1号から第10号までに掲げる行為を業として行う旨)  該当ありません |
| 18 有価証券とみなされる権利又は金融指標(当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第 1号から第5号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨 | (有価証券とみなされる権利又は金融指標(当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う旨)  該当ありません |
| 19 有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標(当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。) に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨 | (有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標(当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第 12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う旨)  該当ありません |

|  |  |
| --- | --- |
| 20 暗号等資産又は金融指標(暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5 号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨 | (暗号等資産又は金融指標(暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う旨)  該当ありません |
| 21 暗号等資産又は金融指標(暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第12号、第14 号又は第15号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨 | (暗号等資産又は金融指標(暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う旨)  該当ありません |
| 22 貸付事業等権利についての法第2条第8項第7号から第9号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨 | (貸付事業等権利についての法第2条第8項第7号から第9号までに掲げる行為を業として行う旨)  該当ありません |
| 23 本店その他の営業所又は事務所(外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所)の名称及び所在地 | 別添6のとおり |
| 24 投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容 | 別添7のとおり |
| 25 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者(当該投資運用関係業務を行うことにつき法第66条の 71の登録又は法第66条の75第4項の変更登録を受けている者に限る。以下同じ。)に委託する場合において、法第29条の4第1項第1号の 2ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称 | 別添8のとおり |
| 26 他に行っている事業の種類 | 別添9のとおり |
| 27 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称 | (手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称)  該当ありません |
| (加入する金融商品取引業協会の名称)  一般社団法人　投資信託協会  一般社団法人　日本投資顧問業協会 |
| (対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)  該当ありません |
| 28 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号 | 該当ありません |
| 29 第7条第3号イ、第3号の2、第3号の 3イ、第4号から第9号まで及び第11 号に掲げる事項 | 別添10のとおり |
| 30 第一種金融商品取引業を行う場合 (電子記録移転権利若しくは令第1 条の12第2号に規定する権利に係るもののみを行う場合又は第一種少額電子募集取扱業務若しくは非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合であって、投資者保護基金にその会員として加入しない場合を除く。)には、加入する投資者保護基金(法第79条の49第4項の規定による定款の定めがあるものを除く。)の名称 | 該当ありません |
| 31 商品デリバティブ取引関連業務を行う場合には、加入する投資者保護基金(法第79条の49第2項の規定による定款の定めがあるものを除く。)の名称 | 該当ありません |
| 32 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称 | (国内における代理人の氏名、商号又は名称)  該当ありません |

(注意事項)

1. 「＊登録番号」欄及び「＊金融商品取引法第30条第1項の認可」欄には、記載しないこと。
2. 「1 法人・個人の別」欄は、該当するものに〇印を付けること。
3. 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄
   1. 法人は商号又は名称を「2 商号又は名称」欄に記載し、個人は氏名を「3 氏名」欄に記載すること。
   2. 個人は「2 商号又は名称」欄に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
   3. 外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、( )書きで併せて記載することができる(「32 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。)。
   4. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を( )書きで併せて記載することができる(「32 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。)。

(第3面)

(別添1：資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額)

# 商 号、名 称 又 は 氏 名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資本金の額又は出資の総額 | 年 | 月 | 日 |
| ●●●●万円 | 平成○○年 | 〇月 | 〇日 現在 |
|  |  |  |  |
| 持込資本金の額 | 年 | 月 | 日 |
| 該当ありません | 年 | 月 | 日 現在 |

(注意事項)

外貨建ての場合は、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記すること。

(第4面)

(別添2：役員(外国法人にあっては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称) 商 号、名 称 又 は 氏 名

( 年 月 日現在)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （ふりがな）  氏名又は名称 |  | 役 | 職 | 名 |
| （省略） |  |  | （省略） |  |

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に( )書きで併せて記載することができる。

(第5面)

(別添3：金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名)

# 商 号、名 称 又 は 氏 名

( 令和X年 X月X日現在)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （ふりがな）  氏名又は名称 |  | 役 | 職 | 名 |
| こんぷら いちろう  　 コンプラ 一郎 | | コンプライアンス部長 | | |
| こんぷらいあんす　りこ  　　コンプライアンス　理子 | | コンプライアンス部次長 | | |

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に( )書きで併せて記載することができる。

(第6面)

(別添4：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人の氏名)

# 商 号、名 称 又 は 氏 名

( 年 月 日現在)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （ふりがな）  氏名又は名称 |  | 役 | 職 | 名 |
| （省略） |  | （省略） |  |  |

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に( )書きで併せて記載することができる。

(第7面)

(別添5：業務の種別)

# 商 号、名 称 又 は 氏 名

( 年 月 日現在)

|  |
| --- |
| 業 務 の 種 別 |
| 1. 法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務( 年 月 日) 2. 法第28条第1項第1号の2に掲げる行為に係る業務( 年 月 日) 3. 法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務( 年 月 日) 4. 法第28条第1項第3号イに掲げる行為に係る業務( 年 月 日) 5. 法第28条第1項第3号ロに掲げる行為に係る業務( 年 月 日) 6. 法第28条第1項第3号ハに掲げる行為に係る業務( 年 月 日) 7. 法第28条第1項第4号に掲げる行為に係る業務( 年 月 日) 8. 有価証券等管理業務( 年 月 日) 9. 第二種金融商品取引業( 年 月 日) 10. 投資助言・代理業( 年 月 日) 11. 投資運用業(平成19年9月30日) |

(注意事項)

1. 行おうとする業務の番号を〇で囲むこと。
2. それぞれの業務について、登録年月日又は変更登録年月日を記載すること。
3. 「1 法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務」、「7 法第28条第1項第4号に掲げる行為に係る業務」又は「8 有価証券等管理業務」について、非上場有価証券特例仲介等業務を行う場合には、「1 法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務 (非上場有価証券特例仲介等業務)」、「7 法第28条第1項第4号に掲げる行為に係る業務(非上場有価証券特例仲介等業務)」又は「8 有価証券等管理業務(非上場有価証券特例仲介等業務)」と記載すること。
4. 「11 投資運用業」について、適格投資家向け投資運用業を行う場合には、「11 投資運用業(適格投資家向け投資運用業)」と記載すること。

(第8面)

(別添6：本店その他の営業所又は事務所(外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所)の名称及び所在地) 商 号、名 称 又 は 氏 名

( 年 月 日現在)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 |
| 本店 |  | （住所） |  |  |

(注意事項)

1. 本店等を最初に(外国法人にあっては、本店を最初に、本店等をその次に)記載すること。
2. その他の営業所又は事務所のうち、無人の営業所又は事務所については、別添6―2 に記載すること。

(第9面)

(別添6―2：その他の営業所又は事務所のうち、無人の営業所又は事務所の状況) 商 号、名 称 又 は 氏 名

( 年 月 日現在)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 財 務 局 等 名 | 無人の営業所又は事務所を統括する本店その他の営業所又は事務所 | | 無人の営業所又は事務所数 |
| 名 称 | 所 在 地 |
|  | 該当ありません |  |  |
|  |  |  | 計 店 |

(注意事項)

営業所又は事務所数は、無人の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局等(財務局又は福岡財務支局をいう。)ごとに記載すること。

(第10面)

(別添7：投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容) 商 号、名 称 又 は 氏 名

( 年 月 日現在)

|  |
| --- |
| 投資運用関係業務を委託する旨 |
| 該当ありません |

|  |  |
| --- | --- |
| 投資運用関係業務の委託先の商号、名称又は氏名 | 委託する投資運用関係業務の内容 |
| 該当ありません | 該当ありません |
|  |  |

(第11面)

(別添8：投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第2 9条の4第1項第1号の2ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称) 商 号、名 称 又 は 氏 名

( 年 月 日現在)

|  |
| --- |
| 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第29条の4第1 項第1号の2ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する旨 |
| 該当ありません |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法第29条の4第1項第1号の2ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人の氏名又は名称 | | |
| (ふりがな)  氏名又は名称 | 役 職 名 | 監督する投資運用関係業務の内容 |
| 該当ありません |  |  |
|  |  |  |

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に( )書きで併せて記載することができる。

(第12面)

(別添9：他に行っている事業の種類)

# 商 号、名 称 又 は 氏 名

( 年 月 日現在)

他に行っている事業の種類

|  |
| --- |
| 該当ありません |

(第13面)

(別添10：第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ、第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事項)

# 商 号、名 称 又 は 氏 名

( 年 月 日現在)

|  |
| --- |
| 第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ、第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事項 |
| 1. 有価証券関連業を行う旨    1. 第一種金融商品取引業のうち電子記録移転権利又は令第1条の12第2号に規定する権利に係るもののみを行う旨 2. 電子取引基盤運営業務を行う旨 3. 商品関連業務を行う旨 4. 商品投資関連業務を行う旨    1. 行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ロに掲げる物品又は農林水産関係商品等のみに係るものである旨    2. 行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等のみに係るものである旨    3. 競走用馬投資関連業務を行う旨 5. 法第194条の6第2項各号に掲げる行為を業として行う旨 6. 不動産信託受益権等売買等業務を行う旨 7. 不動産関連特定投資運用業を行う旨 8. 特定引受行為を行う旨 9. 特定有価証券等管理行為を行う旨 10. 第二種金融商品取引業に係る業務のうち、令第1条の12第2号に掲げる行為に係る業務を行う旨 |

(注意事項)

該当する番号を○で囲むこと。